

第2章 公園樹木の健全化指針

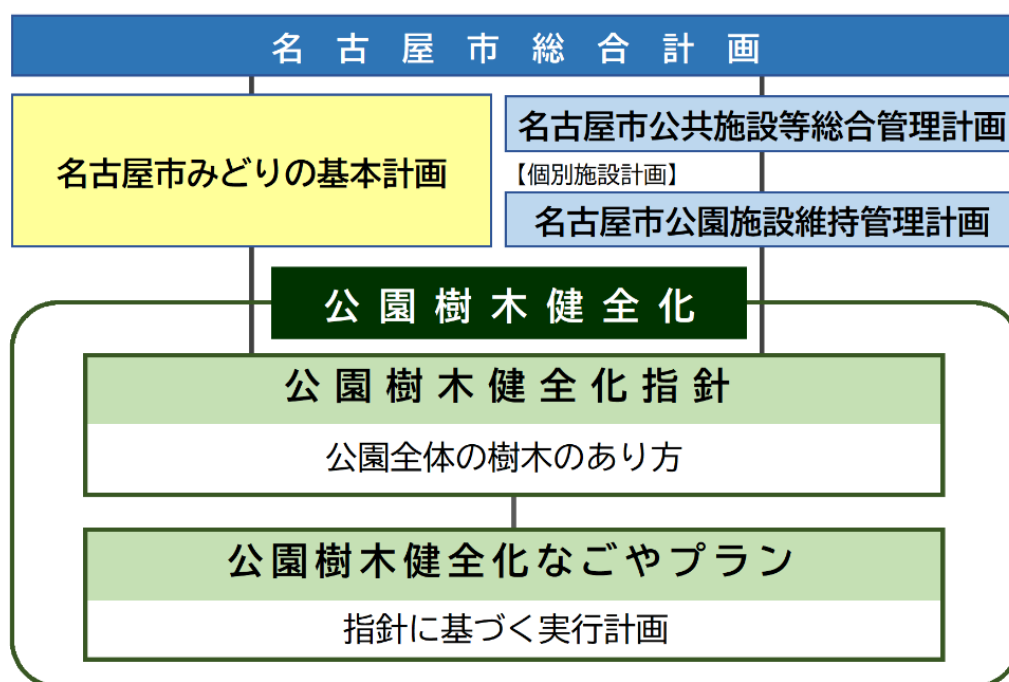
1 本指針の位置付け

本指針は、「名古屋市総合計画」に沿ったみどりに関する個別計画である「名古屋市みどりの基本計画」と「名古屋市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画である「公園施設維持管理計画」に基づき、公園全体の樹木のあり方を示すものです。

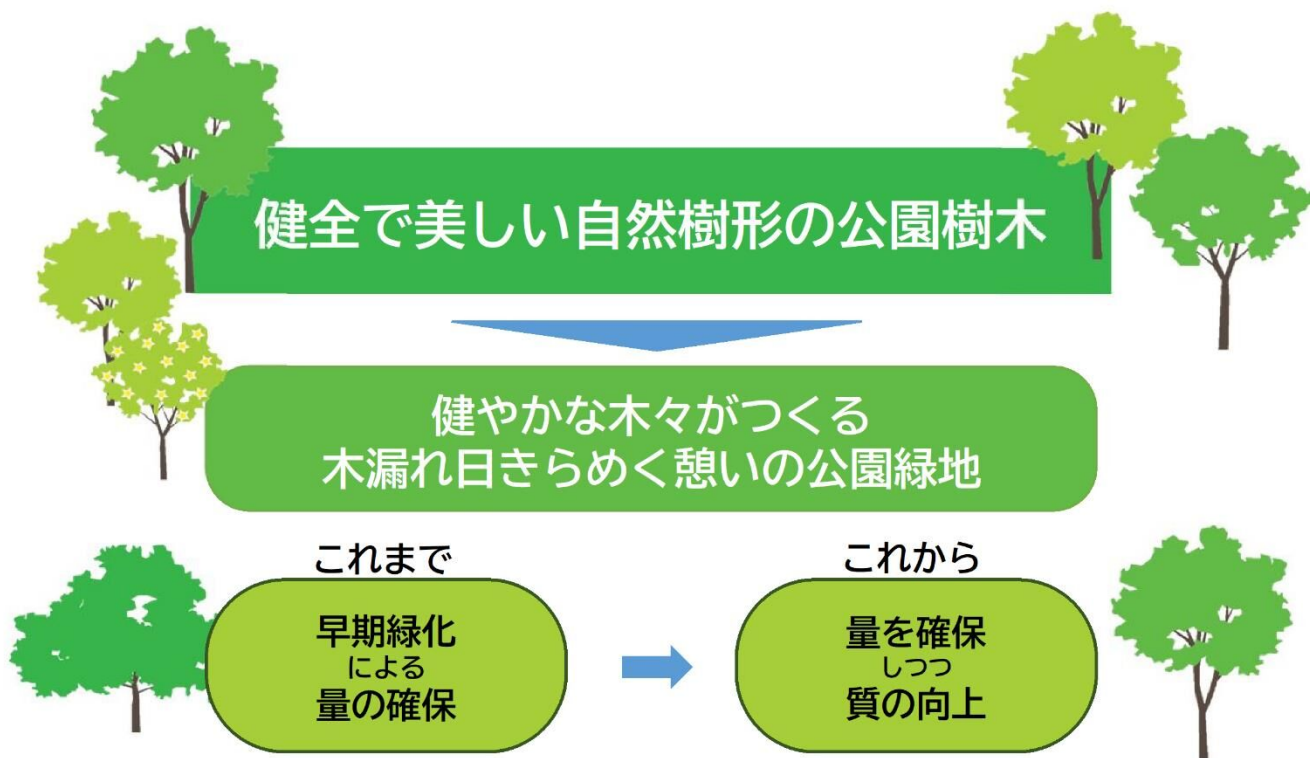
取り組みを計画的に進めるために、本指針に基づく実行計画として「公園樹木健全化プラン」を策定し、事業の着実な進捗を図ります。

なお、本指針は人の立ち入りのあるエリアの公園樹木を対象とし、人の立ち入りのない樹林地内部や、個別の植栽管理計画のある公園緑地※については、対象外とします。

※東山公園、戸田川緑地、八竜緑地、滝の水緑地、新海池公園、島田緑地



2 あるべき姿



～次世代へつなぐ健全な緑として公園樹木を再生・保全・育成していく～

公園樹木は、景観形成、大気の浄化、ヒートアイランドの緩和、生物多様性の保全、防災等のさまざまな機能や役割があり、これらを持続的に発揮させていくことが、公園緑地の機能や役割そのものを維持し、発揮させていくことに繋がります。

本指針では、公園緑地における樹木のあるべき姿を『健全で美しい自然樹形の公園樹木』とし、これまでの「早期緑化による量の確保」から、「量を確保しつつ質の向上」へと方向性を転換します。公園樹木があるべき姿を実現することで、公園全体を『健やかな木々がつくる木漏れ日きらめく憩いの公園緑地』としていきます。

訪れる誰もが安心して利用できる、木漏れ日のさす、風通しのよい快適な公園緑地となるよう、次世代へつなぐ健全な緑として公園樹木を再生・保全・育成していきます。

3 方針

公園樹木をあるべき姿とするために、「快適な公園空間の創出」「安全・安心の確保」「管理コストの縮減」の3つの方針を定め、健全な樹木を育み、その機能と役割を最大限に発揮させ、将来にわたって持続可能な管理ができるよう努めます。

方針Ⅰ 快適な公園空間の創出

新緑や花・紅葉など身近な自然や四季を感じることができる居心地の良い快適で魅力的な空間となるようにします。

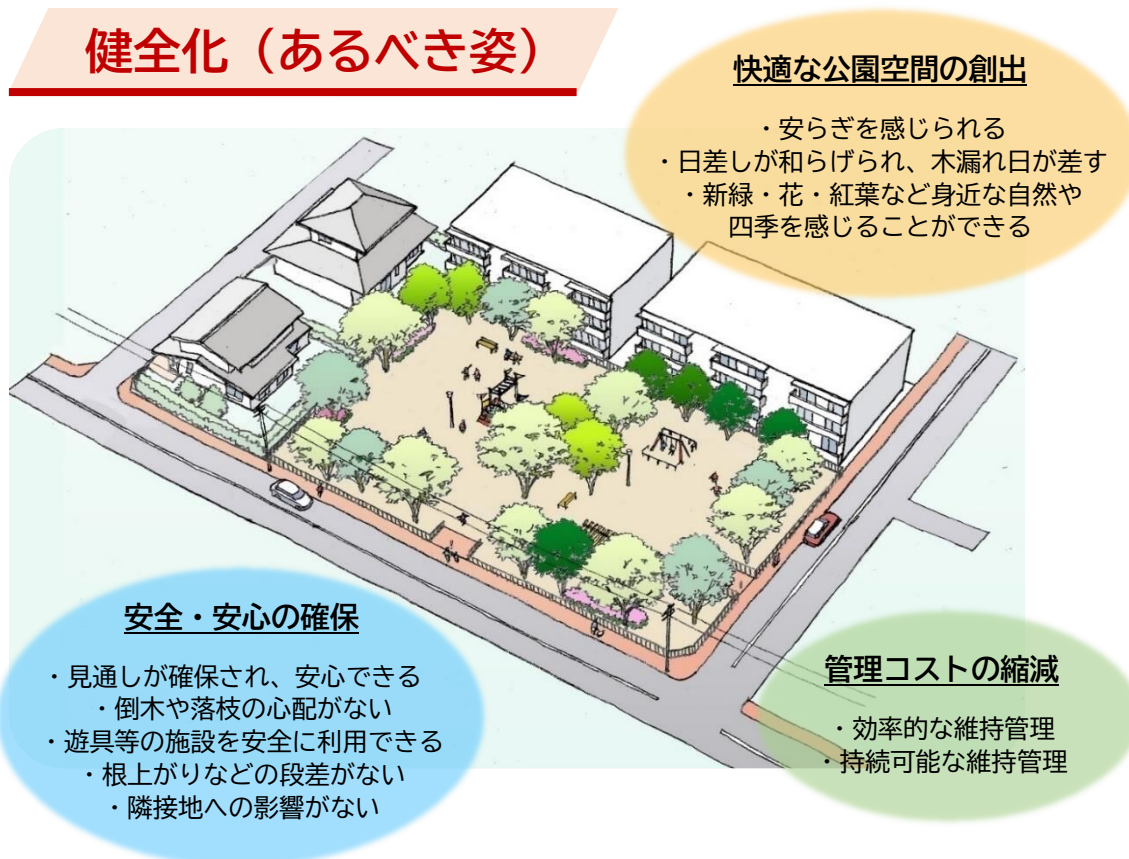
方針Ⅱ 安全・安心の確保

倒木や落枝、根上がりなどの樹木の事故を未然に防止するとともに、公園内の見通しを確保し、遊具等の施設が安全に利用できるよう、公園緑地を誰もが安全・安心に利用できる空間としていきます。

方針Ⅲ 管理コストの縮減

樹木の配置、間隔、密度の適正化により、管理する樹木の総数や隣接地への越境等を減らし、管理コストの縮減と効率的な維持管理につなげる。

健全化（あるべき姿）

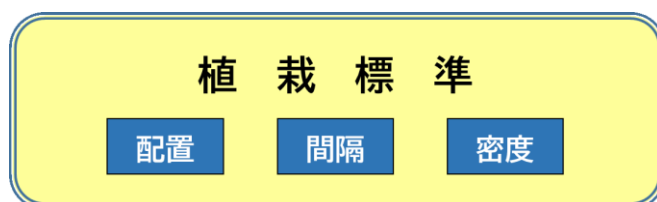


4 健全化に向けた考え方

(1) 植栽標準の設定

樹木を健全に育てるためには、樹種に見合った植栽空間が必要です。また、快適で安全な公園空間とするためにも、樹種に見合った場所に樹木を植栽する必要があります。

これらをふまえ、樹齢 50 年時点での樹冠・幹周り・樹高を想定し、樹木を「大樹冠」と「中樹冠」の 2 種類に区分した上で、植栽時に配慮すべき配置や、標準的な植栽間隔（樹木と樹木との離隔）や植栽密度を「植栽標準」として設定します。



(樹種の区分と樹冠の設定)

種別	樹種の例	将来の樹形（樹齢50年）		
		樹冠	樹高	幹周り
大樹冠	ケヤキ、クスノキ、ソメイヨシノ、イチョウ	10m	15m	180cm
中樹冠	ハナミズキ、サルスベリ、クロガネモチ、ヤマモモ	7m	10m	90cm

①配置

公園外周部に植栽された樹木は、隣接する民有地や外周道路に大きな影響を与えるため、植栽時には樹種に応じた離隔を取る必要があります。敷地境界からの離隔は樹冠の半径程度を確保することが望まれますが、これを確保できない場合の離隔は 2m 以上を標準とします。

(植栽時に配慮すべき配置)

敷地境界からの離隔	将来樹冠の半径以上 確保できない場合は少なくとも 2 m 以上
-----------	------------------------------------

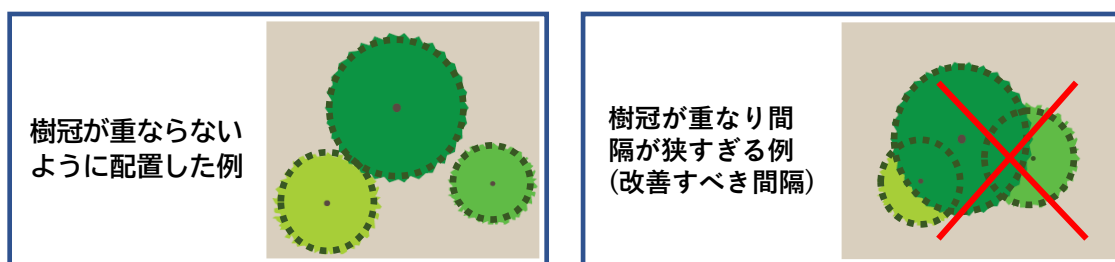
②間隔

植栽間隔は、将来の樹冠の大きさを考慮し、大樹冠の樹種は10m以上、中樹冠の樹種は7m以上を標準とし、できる限り樹冠が重ならないように配置します。

(樹冠別の標準的な植栽間隔)

種 別	植栽間隔
大樹冠	10m以上
中樹冠	7m以上

(樹冠の重なりを考慮した樹木の配置)



③密度

木漏れ日のさす、風通しのよい快適な公園空間とするために、広場を除く公園全体の植栽密度は、大・中の樹冠の組み合わせを考慮し、100㎡あたり2本程度を標準とします。

(公園全体の標準的な植栽密度)

広場を除く 公園全体の植栽密度	2本/100㎡程度
--------------------	-----------

(2) 植栽標準とするための間伐・更新

植栽標準に基づき間伐・更新により樹木を「適正な場所へ配置」し、空間に見合った「適正な間隔」と「適正な密度」とすることで、樹木の健全化を図り、その機能と役割を最大限に発揮させ、公園緑地を快適で誰もが安全・安心に利用できる空間としていきます。

大木化・老木化や過密化が進み、うっそうとした植栽帯について、「適正な間隔」と「適正な密度」となるように樹木を減らします（間伐）。枝葉の越境や道路交通・施設への支障などを解消するために、既存の樹木を減らすことで「適正な配置」とすることができない場合、樹木を植え替えし（更新）、場所に見合った適切な樹種選定を行うことで、将来にわたって樹木が健全に育つことができる空間を確保します。



(事業前)

大木化・老木化・過密化が進行し、整備当初のまま生長した樹木がうっそうとしている状態
隣接地や隣接道路、遊具等へ影響を及ぼしている



(事業直後)

樹木の配置・間隔・密度を適正化した状態
将来にわたって樹木が健全に育つことのできる空間を確保

(3) 質を高める維持管理

残した樹木や新しく植えた樹木を健全に育てるために、樹木の衰退の原因となる過度なせん定や根切りを極力避け、下枝のせん定や枯れ枝の除去を中心に行うなど、適切な樹木の管理を行います。

樹木が持つ機能や役割を最大限発揮させることができるよう、植栽空間と調和した樹木として適切に管理することで、緑の質を高めていきます。

